

審 査 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律 (保管場所法)
根 拠 条 項 : 第 4 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 自動車の保管場所証明
原権者 (委任先) : 警察署長
法 令 の 定 め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律第 3 条 (保管場所の確保)、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条 (保管場所の要件) 及び第 2 条 (保管場所の確保を証する書面等) 並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 1 条 (保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等) 及び第 2 条 (保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 7 日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 自動車の保管場所を管轄する警察署の交通課
問 合 せ 先 : 自動車の保管場所を管轄する警察署の交通課
備 考 :